

広島地方最低賃金審議会
令和5年度 第1回
広島県建設用、建築用金属製品
その他の金属製品製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和5年10月4日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年10月4日（水）8時57分～10時02分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

村上部会長、岡田部会長代理、長谷川委員

【労働者代表委員】

伊丹委員、国友委員、高本委員

【使用者代表委員】

谷口委員、中野委員、濱崎委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県建設用・建設用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の
改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻より少し早いのですが、皆様揃われましたので、始めさせていただきます。ただ今から第1回広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「金属製品製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月20日から26日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に金属製品製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の前田より、御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

おはようございます。前田でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、広島県最低賃金特定最低賃金専門部会の委員に御就任いただきましたこと本当にありがとうございます。また、お忙しい中、本日の第一回専門部会に御出席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

この金属製品製造業の最低賃金につきましては、現在時間額 969 円ということでございますが、本年度も改正の申出がございまして、8月4日改正決定の必要性について広島地方最低賃金審議会へ私ども広島労働局から諮問させていただきまして、「改正決定の必要性有り」との審議会の答申をいただいたところでございます。同日でございますけれども、改正決定等について審議会へ諮問しているところでございまして、今日から専門部会の委員の皆様にご具体的な審議をお願いするという事になった次第でございます。

特定最低賃金につきましては、地域別の最低賃金と違いまして、関係労使のイニシアティブにより決定されるという性格のものでございますので、どうか全会一致の議決を目指して御審議していただきたいと思っております。

今日以後専門部会で御審議いただくこととなりますけれども、改正されます特定最低賃金の年内発効に向けまして御審議していただきますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

重弘室長補佐

それでは次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

重弘室長補佐

では、審議会の中身に入らせていただきます。ここでお手元の、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

議事（1）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。鉄鋼業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として村上委員、部会長代理候補として岡田委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

重弘室長補佐

ありがとうございます。では部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、村上部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

村上部会長

はい、ただ今部会長に御選出いただきました村上でございます。

できる限りスムーズな審議進行を心がけまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県建設用建築用金属製品その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、事務局から、資料の説明の前に、専門部会における議事の公開について説明させていただいてよろしいでしょうか。

村上部会長

はい、よろしく願いします。

石井賃金室長

ありがとうございます。では、着座をさせていただきます。共通資料No3、

通し番号3 ページ広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この運営規程に基づき運営されるものでございます。議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえまして、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして、御審議をいただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開につきましては、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定め該当する場合、非公開とするとされ、公労・公使の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合などに該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であることから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回以降は、ほとんどが二者協議であることから非公開とすることとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8、通し番号の27 ページを御覧ください。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページに掲載しております。

す。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

村上部会長

ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり、議事の公開については、審議会において議決しております。この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(意見無し)

よろしいでしょうか、御意見、御質問が無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では、事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本金属製品製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規程する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本金属製品製造業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月4日の第549回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、「令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に、「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議におけ

る全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされており、

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます、この表の左から2番目に金属製品製造業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額25円、時間額969円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和5年1月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇しておりますことから、特定最低賃金改正発効後の1月から8月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが2種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島局作成のリーフレット、広島県の最低賃金です。広島県最低賃金が10月1日から970円に改正されたことから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が970円に改正されたことにより、広島県特定最低賃金8業種のうち、下の欄の5業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の4業種につきましても、改正されるまでの間、広島県最低賃金970円が適用となります。

そして、最後に、今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げしやすい環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8月31日から制度の拡充をしております。私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

では、続きまして、広島県金属製品製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県金属製品製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

続きまして、別冊資料No.3、通し番号の21ページ、こちらは、昨年の全国の金属製品製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の22ページからは、広島県内で実施した最低賃金実態調査の概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

続きまして、通し番号28ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額

を低い順番から並べ、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そして 2 分の 1 に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

続きまして、通し番号 29 ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフとなっております。

横軸が 10 円刻み、1,100 円以上は 100 円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号 30 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号 31 ページが金属製品製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移となっております。

次の 33 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 969 円を下回っている労働者の比率を示しております。

続きまして、通し番号 34 ページが最低賃金引上げ試算表となっております。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり、影響率を 1 円単位で変化を示した表となっております。例えば、現行の特定最賃 969 円を 1 円引き上げますと 5.2%に影響が出る、下回ってしまう、ということになります。

続きまして、通し番号 36 ページが、平成 16 年度からの鉄鋼業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となります。

私からの説明は以上となります。

村上部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がございましたが、これらにつきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(質問無し)

はい、ありがとうございます。では、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から御説明をお願いいたします。

石井賃金室長

本日現在の金属製品製造業最低賃金の他府県の結審状況につきましては、まだ結審しているところはございません。

村上部会長

ありがとうございます。それでは、金属製品製造業最低賃金の改正決定について、各側委員から意見表明をいただきたいと思えます。

各側意見表明の前に協議をする時間は必要でしょうか。労側いかがでしょうか。

国友委員

大丈夫です。

村上部会長

使側いかがでしょうか。

中野委員

15分程度お願いします。

村上部会長

はい、承知いたしました。それでは、今、22分くらいですので、37、8分くらいまでにお戻りください。

(使側別室にて協議)

村上部会長

はい、それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

ここで、各側からの意見表明をお願いします。

まず、労側の方からお願いいたします。

国友委員

はい、ではまず国友の方から表明させていただきます。

まず最初に、今年度も金属製品特定最賃専門部会、設置いただけたことを深く感謝いたします。この特定最賃専門部会は、公益使用労働がそれぞれの立場で広島金属製品製造業に関わる適正な最低賃金を設定する場であることと認識しており、様々な影響がある中での審議となりますが、全会一致に向けて建設的な議論を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

この金属製品産業を取り巻く環境ですけれども、環境としては、依然エネルギー費とか材料費の高騰により企業も中々収益が追い付かず厳しい状況が続いているとは思っています。しかしながらこの業界、日本のものづくり産業の根底から支える様々な製品に関わっているものと考えております。これらの企業の多くは中小で極めて高度な技術を持った人材が支えていると考えております。その一方で、この厳しい環境下の中で働く従業員については、昨今仕事量のみならず、仕事の高度化に伴い労働負荷、従来にも増していると認識しており、懸命に頑張っている従業員の活力発揮に向け、生活の安心安定の確保が重要で

あると考えております。この金属製品最低賃金、先ほどもありましたように、現状 969 円、この 10 月 1 日から発効の地域別最低賃金の 970 円より低くなっております。金属製品産業を担う優秀な人材を確保していくためには、賃金水準を向上させ、産業企業の魅力を高めていかなければならないと考えております。

また、労働力人口の減少が社会問題となっている中で、広島県の転出者が転入者を上回る転出超過数が昨年に引き続き広島県は最低 47 位となって、将来的な県の労働力の人口の低下が懸念されております。若年層を始めとした人口流出に歯止めをかけ、広島県及び広島県の金属製品産業の活力を持続的に維持向上し、持続可能な地域社会を構築するため、魅力ある都市づくりや県内の企業の生産性向上、また、県外からの人や企業を呼び込み県外への人口流出を抑制することも重要ではないかと考えております。それと、これで是非金属製品産業にもそれなりの賃金を引き上げていくということが必要であると考えております。

私の方からは以上です。それからあと 2 名の委員の方からの意見をお願いしたいと思います。まず、最初に伊丹委員からよろしく申し上げます。

伊丹委員

はい、ダイクレ労働組合連合会の中央実行委員長を仰せつかっております伊丹と申します。本年より本会の参加となります。大変若輩の身ではありますけれどもよろしく申し上げます。

当社の現状も合わせながら少し意見させていただきたいと思っております。

現在どの職業においても離職者が増えていることは皆様も御承知だと存じます。コロナ禍や企業再編の影響もあったとは存じますが、近年特に製造業の離職者が増えていることも感じ取っていただけている方も大変多いとは思ってお

ります。当社もこの数年で非常に多くの離職者が出ているのが現状です。少し古い調査結果で引用いたしますが、経済産業省が発行しております令和3年度版のものづくり白書に記載されている離職理由の統計結果では、自己都合が76.6%と非常に高くなっております。その自己都合退職に至った上位3つの理由、3つまで複数回答が可能ですが、その上位3件が「賃金以外の労働条件が良くなかった」が28.2%で最も高く、次いで「満足のいく仕事内容でなかった」が26.0%、最後に「賃金が低かった」という理由が23.8%として高位の3つとなっております。当社といたしましても、組合が離職した際に独自に本音を聞いた際には、調査結果と類似して賃金の低さや仕事内容を主な離職理由として、我々の元を去っている人材が多くいたことも確認できております。

少し話はそれますが、2007年度以降製造業では、技術伝承の問題を多く抱えるようになりました。我々の属する建設金属製造業でも、技術継承は非常に大きな課題の一つです。製造業における能力開発や人材育成は急務となっており、厚生労働省の能力開発基本調査では2021年度調査時点で「人材育成に問題有り」との回答が84.8%と非常に高くなっております。2008年度の調査開始以降では、最も高い数値となっております。当社も人材育成技術継承の課題は、年々深刻化しておりますし、我々が行っている組合間交流の中での会話でも、同様の課題を持っている企業があることをよく耳にします。こうした現状を踏まえれば、2021年度調査以降現状は、更に悪化しているものと思われれます。我々製造業の職場は非常に高度な技術を要する職場が多く、また、常に危険とも隣り合わせであります。そうした中で新規採用者がすぐに職場で技術技能を発揮できるような現場ではありません。離職理由の第2位に「満足のいく仕事内容で無かった」とありますが、満足のいく仕事内容を与えられる、また、こなせるまでに非常に多くの時間と努力を必要とします。そのような中、残りの離職理由の高

位である賃金や労働条件にいくばくかの不満が募れば、労働者の定職はもとより、技術継承もままならず、企業は徐々に衰退の一途をたどり、気づいた頃には、取り返しのつかない状況に追いやられていくことになります。ここにあえて付け加えて申しますが、安全も技術継承に含まれます。どのような高度な技術や機械を導入しても、それを扱うのは人です。高度な安全知識と正確な操作技術は、一夜で身に付くものではありません。安全面、特に、命を扱う点においても技術継承の大切さは重要です。高度な安全技術は最大限のリスク回避であり、最大限の生産効率アップの近道です。こうした観点からも継続した人材確保、定着を担う重要な要素として、特定最低賃金における優位性の確保等の重要性を汲み取っていただければと存じます。

次に、ものづくり白書によれば、再就職者が再就職先に選定に至った上位3つの主な理由としては、「仕事内容に満足が行くから」が41.0%で最も高く、次いで「自分の技術技能を活かせるから」が36.0%、「賃金が良いから」が26.0%と続いています。先にも述べたように、職場で自分の技能を活かし、満足のいく結果を出せるまで時間のかかる我々の産業で、せつかく技術技能を持った労働者が我々の企業産業を再就職先と選定していただいたとしても、賃金や労働条件に不満があれば、能力を発揮する前にまた職場を去る選択をするのが現状です。労働人口が減り続ける中、IoTやデジタル化、機械化で現在の4割程度の仕事がそれらに代替えされると言われていますが、どの職場でもかならず人の目は必要です。機械が入れない場所での作業や、一度限りの特注品、機械プログラムの構築やロボット稼働のティーチングなど、作業者の安全性を含め、今も完全に人の手を無くすことは出来ません。現時点で非常に多くの人材を要する製造業において、人材確保は産業全体の統一課題です。特に特殊加工や特殊物件の需要が増えてくる昨今、優秀な技能者を職場に定着させ、高度技能者の

技術技能をしっかりと受け継がせ、我々金属製品生産産業の成長を停滞させないためにも、他業種以上に賃金の優勢を持たせることが非常に大きな意味を持つことだと存じております。

最後になりますが、わが職場も近年の異常気象で年々職場環境、特に職場内の温度上昇は非常に厳しくなっております。そんな状況下で、常に安全を意識し、生産性を高めるため、日々努力する産業が他産業に比べて低賃金であってはならないと感じております。我々建設金属製造業の多くは中小企業です。大手製造業との労働力の取り合いをしている今、新規採用者はもとより、中途採用者も含め協力会社からの派遣人材も年々減ってきています。人がいなければ生産はできません。労働力の定着と技術継承を促し産業の底上げを図り未来に通じる労働力を確保していくためにも、労働組合のない同業企業も含めた我々建設金属製品製造業の最低賃金の優位性と必要性を御理解いただきたいと存じます。

以上よろしく願いいたします。

国友委員

では、高本委員お願いいたします。

高本委員

高本です。よろしく願いいたします。まず初めに春闘とか県最賃については大幅な賃上げになったと思うのですが、しかし特定最賃は難しいということは無いようお願いしたいと思います。

わが社のことを申しますと、賃上げについては1万円上がりました。正直なところ驚いたというところでもあります。その時の状況、また、今もですが業績

は非常に悪い状況で春先でも到底出せる金額ではないと思っております。定昇は3年位でありますのでそこは妥当と思っておったのですが、しかし、世間相場の状況、地域的な状況、人材流出、人材確保のためにも出さないといけないという観点から金額は出ました。業績は考えなければならないというところもあるのですが、そうとも言えず見切り発車的なこともあります、賃金を上げないと人は集まらないし、人は逃げていくばかりでありますので、また特定最賃の方を上げていただければと思っております。

以上です。

国友委員

以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは、次に、使側から意見表明をお願いいたします。

中野委員

はい、それでは私の方から基本的な考え方を発言させていただき、その後業界から御出でいただいています委員、自社の状況、業界の状況について発言をいただくようにさせていただきます。

現在の景気の状況、日銀等で「持ち直している」とかいう活字が出ているところなのですが、活字だけを見れば良くなっているのかなと、錯覚される部分があるのだと思うのですが、コロナ前に比べた場合に、じゃあ同じかなと言えばそうではなしと、コロナの時期から少しは良くなってきているという状況での数字だと思っておりますし、この日銀の経済月報とか、短観とか、そ

ういった部分での数字が出てきているのは、ある程度の規模が対象ですので、私どもは県最賃にしても、特定最賃にしても、影響を受けやすいすそ野がどうかという状況を基本に考えております。そういった部分を考えると、経営体質の脆弱な中小零細企業を中心に考えていかなければいけないと。こういった企業については、コロナ禍で大変なダメージを受けて、いまだに回復していない企業がたくさんあると聞いておりますし、今でも厳しい状況が重くのしかかっているのだということで、企業経営にしても、そういった部分はぎりぎりのところで対応しているとお聞きしております。加えまして、ご存じのとおりでございますけれども、原材料の高騰ですとか、資材不足ですとか、最近良くいわれるようになったゼロゼロ融資だとかそういった部分で、色々な問題が山積している中で、最賃を上げる状況にもないし、最賃を上げることによって、賃金も上げざるを得ないという状況でございますので、そういった小さいところについては、雇用を守るのが一生懸命であって、本来経営者とすれば、雇用維持をして賃金を上げるという基本姿勢はお持ちのところなのですが、それができないといったところが、今の状況だと思っております。こういった部分では、我々は基本的に考えておりますけれども、最終的には特定最賃、先ほど事務局からの報告もございましたように、関係労使が中心でのお話であるということですので、私どもは、今回業界から出ている委員の状況を中心にこれから対応させていただければなと思っております。

以上でございます。

谷口委員

はい、本日の新聞にも記事が載っていたのですが、日銀の状況判断によりますと、前回は6月から9月に発表された数字が4ポイント上昇している

ということで、景況感も上がってきていると。昨今の賃上げの機運の高まりというところは十分に認識しているのですが、一方で、海外のグローバル化の進展によって、特に我々製造業は産業が空洞化している関係上、海外の経済状況も十分認識した上で経営していかなければならないという状況にあります。例えば中国ですと不動産業を中心とした過剰債務による景気減速を中心にして、中国が今まで経済を引っ張ってきたのですが、非常に先行きが不透明であると。また、ロシアのウクライナ侵攻によります世界情勢の原材料の高騰というものも、これから冬を迎えるに当たり、ますます顕在化していくという状況に思います。

一方で、国内に目を向けてみますと、円安 150 円が目前に迫っている状況で増々コストアップを予想して企業側は対応していかなければならない、また、2024 年問題といえます運輸業、建設業の法定労働時間の上限規制、そうなりますとやはりコストアップの対応が必要となるのが必然であります。そういった中で企業側としましては、先行きを見据えた先手先手の打ち手を考えつつ、早め早めの行動を、増々スピードを上げて対応していかなければならないというのが現状でございます。

皆様方が日頃商取引に納入企業から品物を仕入れて加工されたりしていらっしゃると思うのですが、企業の方々は、零細企業も含めて営業基盤が脆弱でございます。皆様方、働いていらっしゃる企業規模とはレベルが、規模が小さくなってしまいますので、そういう感覚を見据えた上で、慎重な議論をしていく必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれど、我々も大切な社員の雇用確保ですとか、企業は成長していくという価値の創造、それは使命だと考えておりますので、今後の審議についても慎重に考えていければと思っております。

以上です。

濱崎委員

はい、皆様が色々言っていただいたので、そんなに話すことはないのですが、業界の状況としましては、昨年くらい鋼材の値上がりとか、運賃電気代とかいろいろなものが上がっていく中で、当社としましては、上がった分を自社で全く吸収できないという価格転嫁を設定して、なんとか一定の利益を確保しようとしているのですが、これが業界の中で大きい会社、小さい会社ありますけれど、大きい会社はある程度規模があればそういうこともできるのですが、実際零細企業はというと、中々コストが上がった分を転嫁するというのは、大きい会社ほどできていないと業界の中で思っております。

今回最低賃金ということですので、そういった小さい会社のことも考えてあげないといけないという状況なので、そうした中で今年も県最賃は40円上がりましたが、非常にハイペースで値段が上がってきて、それを中小零細が価格に転嫁する時間があるのかというところを非常に心配しております。

ただ、人の採用という点では色々な企業が大幅に賃上げをしてきていますので、先ほど中国工業さんからもお話もありましたけれども、企業としては人を確保するために賃金を上げていかなければいけない、上げざるを得ないという状況にはなっていると思いますし、実際当社でも採用は段々難しくなっているなというのは肌で感じているところでもあります。ただ賃上げするためには会社としては、上げたものを下げることは出来ませんので、長期的に安定した利益を上げていくというのが原点になるのですが、金属の業界先行きという意味では、中国経済の影響を大きく受けるのは鋼材価格の方なので、

れども、非常にこの先どうなのだろうというところは相変わらず不透明なところがある中で、非常にハイテンポな賃上げというのは、雇用を維持するという意味でも非常に大きなリスクを背負っていると思っております。そういう状況の中で、業界全体で考えた中で今回最低賃金の交渉をさせていただくことになりますので、また非常に厳しい交渉になるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございます。ただ今労使双方から現状の認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。各側の意見表明を踏まえてお互いに御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

労側いかがでしょうか。よろしゅうございますか。使側いかがでしょうか。

中野委員

結構です。

村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは、次に金額提示に入ってまいりたいと思いますが、本日、具体的な金額提示は可能でしょうか。

労側いかがでしょうか。

国友委員

はい、大丈夫です。

村上部会長

お願いします。

国友委員

はい、それでは労側の方から金額提示の方をさせていただきたいと思います。この金額提示の根拠というのは、今年の春闘の結果というところ、それから県最賃の結果をみながら提示したいと考えております。

まず、今年は基幹労連の資料が集まらなかったのですが、我々 JAM サイドの広島県内にある構成組合の賃上げ結果単組数が 29 単組あって、組合員数 6,400 名程度です。その中で単純平均では 8,139 円、これを時間割最大マックス週 40 時間というので割戻したときに、46.77 円、約 47 円賃上げをしております。それから今回この金属製造業のところに申出した単組は、6 単組のみなのですが、こちらの 6 単組の引上げというのは 8,850 円、時間割に直すと 50.86 円約 51 円の賃上げを獲得しております。

次に、こういうところから県最賃も 40 円上がっています。そういった中で、以前から使側の方から、労働協約ケースで特定最賃は、ということでお話をされていただいて、私どもとしましても、なかなか単組で最低賃金協定を締結しているところが少なかったもので、毎年地道に声をかけまして、今回公正競争ケースにはなっておりますが、今年出したところのうちで、労働協約は 6 組合 2,697 人の方がその労働協約をまいたところで働いています。その中でこの金属製品製造業にかかわる人が、従業員労働者数がこの資料をみると 7,203 人いらっしゃいます。協約で働いている人が 2,697 人なので適用率 37.4% となっております。おおむね、三分の一をようやく超えることができましたので、次年度以降労働協約ケースに切り替えて、是非この金属製品もやっていきたいなというところも考えております。

そのような中で結論になります。金額提示になりますけれど、今回公正競争ケースですけれど労働協約ケースと同等の提示ができるということと考えております。今当局の方から頂いた資料の中6単組の中で一番低い最低賃金協定が1,010円になっております。現状金属製品が969円ということでその差、41円となっています。ということで県最賃が40円、それにプラス優位性を考慮した1円を加味して41円を提示したいと考えております。

以上です。

村上部会長

ありがとうございます。ただ今労側から41円アップの1,010円という提示がございました。こちらを踏まえまして、使側いかがでしょうか。金額提示は可能でしょうか。

中野委員

はい。

村上部会長

お願いいたします。

中野委員

物価上昇等のことを考えた場合、ある程度の引上げは必要なのかなということは、理解はしております。ただ、しかしながら先ほど来申し上げておりますように、中小零細企業等の一番影響を受けやすい所野のところを考えた場合に、最低賃金を上げることで賃金も上がってくるという部分もありますので、いろいろ小さいところみますと「やっぱり時給1,000円というのは厳しいよ」ということを言われていますので、使側としての提示できる金額については30

円ということでございます。

以上でございます。

村上部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、使側から30円アップの999円という御提示がございました。

両側から金額提示がございましたので、個別協議に少し入らせていただきたいと思えます。

中野委員

すみません、個別に入っても我々は別に今回は基本的な考え方と事務局の資料の説明をお聞きさせてもらうことだけを考えていたところなのですけれど、いたずらに伸ばす気はなかったもので、あえて今回一回目で金額を提示させていただきましたので、これ以上のことは無いです。

村上部会長

勞側いかがでしょうか。金額提示を受けて持ち帰って議論するお時間も必要でしょうか。

国友委員

そうですね、我々も別段あまり極端な賃上げ金額を提示したつもりはありませんので、というところです。

村上部会長

わかりました。それでは本日両側からの金額提示がございましたので、それを踏まえて持ち帰って議論をしていただき、次回の審議で、個別でお話合いが

できればと思いますがそれでよろしゅうございますでしょうか。

中野委員

はい。

村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは本日はこれ以上審議を続けたいという事で、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。それでは次回の専門部会の開催日程について事務局から御説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整させていただき、次回は10月13日金曜日10時から4号館13階9号会議室での開催を予定しております。一番東寄りの建物で郵便局が入っている建物になります。4号館の13階9号、エレベーターを使用していただくこととなりますがこちらでお願いします。その次が10月25日木曜日10時の予定となっております。後ほど御案内の文書を配らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

村上部会長

それでは次回の開催は10月13日金曜日10時から13階9号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく願いいたします。その他何かございますでしょうか。労側何かございますか。

(意見なし)

使側いかがでしょうか。

(意見なし)

ございませんか。はいありがとうございます。事務局から最後に何かございますでしょうか。

(意見なし)

村上部会長

はい、では次回の専門部会は金額審議について審議の大部分が公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれる恐れがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規定第5条の規定に基づき非公開といたします。

それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様早朝よりお疲れ様でした。